

## 第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 次の記述は、船舶局の開設の手続について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 船舶局の **A** に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- (1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所  
 (5) **B** 及び空中線電力 (6) 希望する運用許容時間  
 (7) 無線設備（注）の工事設計及び **C**  
 (8) 運用開始の予定期日 (9) 船舶の所有者、用途、総トン数等その船舶に関する事項

注 無線設備には、電波法第30条（安全施設）及び第32条（計器及び予備品の備付け）の規定により備え付けなければならない設備を含む。

A	B	C
1 開設の届出をしようとする者は、届書	電波の型式、周波数	工事落成の予定期日
2 開設の届出をしようとする者は、届書	電波の型式並びに希望する周波数の範囲	工事着手の予定期日
3 免許を受けようとする者は、申請書	電波の型式並びに希望する周波数の範囲	工事落成の予定期日
4 免許を受けようとする者は、申請書	電波の型式、周波数	工事着手の予定期日

A-2 海上移動業務の無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第9条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 電波法第8条の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を來すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の技術基準に合致するものでなければならない。
- 電波法第8条の予備免許を受けた者は、無線設備の設置場所を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 電波法第8条の予備免許を受けた者は、通信の相手方又は通信事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

A-3 次の記述は、第三級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作の範囲について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

第三級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作の範囲は、次のとおりである。

- 漁船（注1）に施設する空中線電力 **A** の無線設備（無線電話及びレーダーを除く。）の操作（注2）
 

注1 専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。  
 2 國際電気通信業務の通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。
- ①に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの（注3）
 

注3 國際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。

  - 船舶に施設する空中線電力 **A** の無線設備（注4）の操作（**B** を除く。）
 

注4 船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。
  - 海岸局の空中線電力125ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）の操作（注5）
 

注5 漁業用の海岸局以外の海岸局のモールス符号による通信操作を除く。
  - レーダーの **C** の技術操作
- ①及び②のほか、電波法施行令第3条に定める操作

A	B	C
1 500ワット以下	無線電信による通信操作	外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの
2 500ワット以下	モールス符号による通信操作	外部の調整部分
3 250ワット以下	無線電信による通信操作	外部の調整部分
4 250ワット以下	モールス符号による通信操作	外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの

A-4 海上移動業務の無線局の免許の有効期間に関する次の記述のうち、電波法（第13条及び第14条）及び電波法施行規則（第7条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- 2 義務船舶局の免許の有効期間は、無期限とする。
- 3 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の免許の有効期間は、3年とする。
- 4 無線局の免許状には、免許の有効期間を記載しなければならない。

A-5 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第47条、第50条及び第51条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下2から4までにおいて同じ。）は、無線従事者の免許を与えたときは、免許証を交付するものとし、無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 2 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
- 3 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
- 4 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、その免許証を発見した日から10日以内に再交付を受けた免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

A-6 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、**A**又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の**B**ならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

- | <b>A</b>          | <b>B</b>          |
|-------------------|-------------------|
| 1 電気通信業務の通信を行う無線局 | 妨害を与えない機能を備えなければ  |
| 2 電気通信業務の通信を行う無線局 | 妨害を与えないように運用しなければ |
| 3 他の無線局           | 妨害を与えない機能を備えなければ  |
| 4 他の無線局           | 妨害を与えないように運用しなければ |

A-7 海上移動業務の無線局の聴守義務に関する次の記述のうち、電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条の2まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波2, 187.5kHzの指定を受けているものは、常時、この周波数で聴守をしなければならない。(注)  
注 次に掲げる場合にあっては、聴守をすることを要しない。以下2から4までにおいて同じ。  
(1) 船舶局にあっては、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であって、聴守することができないとき。  
(2) 海岸局については、現に通信を行っている場合
- 2 船舶局であって電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定によりナブテックス受信機を備えるものは、F1B電波518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、F1B電波424kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、F1B電波424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。
- 3 F3E電波156.65MHz又は156.8MHzの指定を受けている船舶局は、海上にある間常時、その指定を受けている周波数で聴守をしなければならない。
- 4 海岸局にあっては、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、その運用義務時間中、その周波数で聴守をしなければならない。

**A-8** 海上移動業務における無線電話通信の呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第20条、第23条、第14条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 呼出しは、順次送信する次の(1)から(3)までに掲げる事項によって行うものとする。  
(1) 相手局の呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回以下
- 2 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
- 3 呼出しに対する応答は、順次送信する次の(1)から(3)までに掲げる事項によって行うものとする。  
(1) 相手局の呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回以下
- 4 無線局は、呼出しに対する応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「了解」の語を送信するものとし、直ちに通報を受信することができない事由があるときは、「了解」の語の代わりに「---分後に呼出しを反復してください」の語を送信するものとする。

**A-9** 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（注）について述べたものである。無線局運用規則（第58条の5及び第58条の6）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合のものを除く。

- ① 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔をおいて2回送信することができる。
- ② 船舶局における呼出しは、A送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも15分間の間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。
- ③ 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあっては5秒以上4分半以内に、船舶局にあってはBに応答するものとする。
- ④ ③の応答は、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。  
(1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号  
(5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ⑤ ④の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、④の(6)の「通報の周波数等」にCを明示するものとする。

A

- 1 5分間以上の間隔をおいて2回
- 2 5分間以上の間隔をおいて2回
- 3 2分間以上の間隔をおいて3回
- 4 2分間以上の間隔をおいて3回

B

- 1 5分以内
- 2 10分以内
- 3 10分以内
- 4 5分以内

C

- 自局の希望する代わりの電波の周波数等  
その電波の周波数等では通報を受信することができない旨  
自局の希望する代わりの電波の周波数等  
その電波の周波数等では通報を受信することができない旨

**A-10** 次の記述は、安全通信について述べたものである。電波法（第52条及び第68条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 安全通信とは、A安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局及び船舶局は、B安全通信を取り扱わなければならない。
- ③ 海岸局及び船舶局は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信がCその安全通信を受信しなければならない。

A

- 1 遭難船舶の救助又は捜索に資するために国が収集する船舶の位置に関する通報を送信する場合に
- 2 遭難船舶の救助又は捜索に資するために国が収集する船舶の位置に関する通報を送信する場合に
- 3 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために
- 4 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために

B

- 速やかに、かつ、確実に  
他の通信に優先して  
他の通信に優先して  
速やかに、かつ、確実に

C

- 終了するまで  
自局に関係のないことを確認するまで  
終了するまで  
自局に関係のないことを確認するまで

A-11 緊急通信は、緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により、どのような場合に行われるか。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 2 船舶又は航空機に対して重要な航行警報又は気象警報を送信する場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥る虞がある場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥る虞がある場合その他緊急の事態が発生した場合

A-12 次に掲げる無線局のうち、遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う無線局に該当するものはどれか。無線局運用規則（第83条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難船舶局
- 2 遭難通報を送信した無線局
- 3 海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 4 遭難船舶局又は遭難通報を送信した無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局

A-13 次に掲げる書類のうち、義務船舶局（国際通信を行うものを除く。）に備え付けておかなければならぬ書類に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許状
- 2 無線従事者選解任届の写し
- 3 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- 4 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧

A-14 無線局の免許人（包括免許人を除く。）が国に納めるべき電波利用料に関する次の記述のうち、電波法（第103条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して30日以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して30日以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間について、電波法（別表第6）において無線局の区分に従って定める一定の金額を国に納めなければならない。  
注1 応当日とは、その無線局の免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）をいう。以下2において同じ。  
注2 起算日とは、その無線局の免許の日又は応当日をいう。以下2において同じ。
- 2 免許人は、当該無線局の起算日から始まる各1年の期間について電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。
- 3 総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によって、期限を指定して督促するとともに、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等について検査（電波法第73条第5項に規定する臨時検査）をさせることができる。
- 4 総務大臣は、電波利用料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

A-15 次の記述は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（G M D S S）における船舶局による遭難警報の送信等について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶から陸上向けの遭難警報又は遭難呼出しは、船舶が遭難していることを **A** を経由して救助調整本部に警報するため使用する。この警報は、地上業務（船舶局及びE P I R Bから）の利用を基本とする。
- ② 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にある他の船舶に警報するために使用するものであり、V H F 帯及びM F 帯における **B** の使用を基本とする。さらに、H F 帯を使用することができる。
- ③ デジタル選択呼出手順のための装置を備える船舶局は、できる限り多くの船舶の注意を喚起するため、遭難警報に引き続い直ちに **C** を送信することができる。

	A	B	C
1 海岸局	デジタル選択呼出し		遭難呼出し及び遭難通報
2 海岸局	無線電話		警急信号
3 他の船舶局	無線電話		遭難呼出し及び遭難通報
4 他の船舶局	デジタル選択呼出し		警急信号

B-1 次の表の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
A 2 D	ア	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	イ
A 3 E	ア	ウ	電話（音響の放送を含む。）
G 1 B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	エ
J 3 E	オ	ウ	電話（音響の放送を含む。）
P O N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

- |                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| 1 振幅変調で両側波帶            | 2 振幅変調で残留側波帶         |
| 3 データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令     | 4 ファクシミリ             |
| 5 デジタル信号である2以上のチャネルのもの | 6 アナログ信号である単一チャネルのもの |
| 7 電信（自動受信を目的とするもの）     | 8 電信（聴覚受信を目的とするもの）   |
| 9 振幅変調で低減搬送波による単側波帶    | 10 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帶 |

B-2 海上移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守等に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第54条まで、第57条及び第58条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- イ 海岸局及び船舶局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- ウ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- エ 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- オ 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
  - (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信

B-3 次の記述は、遭難通信を受信したときに執るべき措置等について述べたものである。電波法（第66条）及び無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報を受信したときは、直ちにこれを□アに通知しなければならない。
- ② 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、□イ、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため□ウに対して通報する等総務省令で定めるところにより□エに関し最善の措置を執らなければならない。
- ③ 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□オを直ちに中止しなければならない。

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 1 その船舶局の遭難通信責任者  | 2 その船舶の責任者            |
| 3 他の一切の無線通信に優先して | 4 現に通信中の場合を除き         |
| 5 最も便宜な位置にある無線局  | 6 通信可能の範囲内にあるすべての無線局  |
| 7 遭難通信の宰領        | 8 救助の通信               |
| 9 すべての電波の発射      | 10 遭難通信を妨害する虞のある電波の発射 |

B-4 次の記述は、無線局の発射する電波が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときに総務大臣が行うことができる処分等について述べたものである。電波法（第72条及び第73条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する□アが電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に□イを命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する□アが電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に□ウなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する□アが電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに□エしなければならない。
- ④ 総務大臣は、①の臨時に□イを命じたとき、②の申出があったとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、□オことができる。

- |                    |                               |            |             |
|--------------------|-------------------------------|------------|-------------|
| 1 電波の周波数の安定度       | 2 電波の質                        | 3 電波の発射の停止 | 4 無線局の運用の停止 |
| 5 電波を試験的に発射させ      | 6 電波の質の測定結果を報告させ              |            |             |
| 7 ①の運用の停止を解除       | 8 ①の電波の発射の停止を解除               |            |             |
| 9 免許人に対し、文書で報告を求める | 10 その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させる |            |             |

B-5 海上移動業務の無線局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。
- イ 船舶局の無線業務日誌には、船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要を記載しなければならない。
- ウ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実を無線業務日誌に記載しなければならない。
- エ 免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。
- オ 船舶局の無線業務日誌には、通信のたびごとに次の事項を記載しなければならない。
- |                  |                   |                  |
|------------------|-------------------|------------------|
| (1) 通信の開始及び終了の時刻 | (2) 相手局の識別信号      | (3) 使用電波の型式及び周波数 |
| (4) 使用した空中線電力    | (5) 相手局から受けた事項の概要 | (6) その他参考となる事項   |